

ニコニコ介護大津  
指定訪問介護事業所運営規定

(事業の目的)

第一条 特定非営利活動法人ニコニコ介護が開設するニコニコ介護大津（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護事業の運営の方針)

第二条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。  
2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ニコニコ介護大津
- 2 所在地 横須賀市大津町 4-23-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 サービス提供責任者 3名（常勤兼務）※1名以上とする。

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- 3 訪問介護員等 常勤専従 1名以上 非常勤専従 3名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間))

第五条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日 元旦は営業しない。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 サービス提供日 365日
- 4 サービス提供時間 午前7時から午後20時までとする。
- 5 営業時間外のサービス提供については応相談とする。

(指定訪問介護の内容)

第六条 指定訪問介護の内容は次の通りとする。

- 1 身体介護
- 2 生活介護
- 3 通院等乗降介助

(利用料その他の費用の額)

第七条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は別添料金表のとおり。

第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた場合でも徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、横須賀市とする。

(緊急時等における対応方法)

第九条 訪問介護員等は、指定訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第十条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談。苦情対応)

第十一条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項について)

第十二条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

3 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置する。

(その他運営についての措置に関する事項について)

第十三条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3ヵ月以内（OJT方式）

2 継続研修 事業所の研修計画に基づき年3回以上。

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ニコニコ介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第十四条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 附則

この運営規定は令和3年4月1日から施工する。